

幼児期の「言葉に対する感覚」を培う保育 －領域「言葉」のテキスト分析を基にして－

澤 ひとみ*

Childcare That Cultivates “Sense of Language” －From Text Analysis of Area “Language”－

Hitomi Sawa

【キーワード】領域「言葉」、言葉に対する感覚、言葉遊び、テキスト分析
Area “Language”, Sense of Language, Wordplay, Text Analysis

はじめに

近年、子どもを取り巻く社会の急激な変化に伴い、求められる人材像や学びの在り方については文部科学省以外の省庁でも議論されている。経済産業省で開催されている「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」¹⁾においては、「スマート保育への挑戦：センシング技術を活用した保育環境の調査」²⁾が紹介され、同省による『未来の教室』とEdTech研究会³⁾では、就学前段階のこれから教育についても議論されている。保育の現場でもICT化が推進されSociety5.0社会を身近に感じるようになっていたが、どちらかといえば働き方改革としての活用が先行してきた。しかし、2020年前半、新型コロナウィルスの感染拡大により急速にオンライン化が進んだことによって、保育教材の動画配信など保育内容に関わる環境も変化を余儀なくされた。

文部科学省によるSociety5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会⁴⁾における議論を踏まえて2018年6月に報告された「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～(Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース)」では、幼児期の教育における科学技術の活用可能性を指摘しながらも、「幼児期の教育の特性はどのように社会が変革しようとも普遍的なものであり、教師が『人』であることの価値が変わるものではない」と言及している。

また、「人間の強みとは何か。それは現実世界を理解し、その状況に応じた意味付けができるであろう。～中略～ AIに目的や倫理観を与えるのは人間である」と述べられている。幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることやその重要性の認識が高まっていることを鑑みると、幼児教育の質はさらに向上することを求められていると言える。さらに、子ども・子育て支援制度など幼児教育をめぐる量に関する政策が先行し、幼児教育の無償化などかつてないほどに幼児教育分野に対

所属および連絡先
* 大阪千代田短期大学

して公的投資が行われるようになったこともあり、提供される教育内容面での質の担保を求める声がますます高まっている。2018年6月からは「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」⁵⁾が開催され、幼児教育の質向上のための具体的方策について検討されている。

幼稚園の教育課程その他の保育内容の基準は、幼稚園教育要領に示されている。要領はおおむね10年ごとに改訂されているが、単に時間的な流れの中で改訂されているのではない。その時代の社会背景や教育改革の積み重ねを反映させ、未来を見据えて検討され改訂を重ねてきた。2007年1月には「第3期教育課程部会の審議の状況について」において、人間力の向上を図る教育内容の改善の基本的な考え方として、言葉⁶⁾や体験などの学習や生活の基盤づくりの重視が提言された。本稿で取り扱う領域「言葉」について橋村（2018）が、「領域『言葉』においては、他の4領域のように要領自体の内容を改善したり充実したりしようとするだけではなく、幼小中高を通した言語力の一環育成の意味合いが込められているのである」（橋村 2018：21）と言及しているように、「言葉」に関する教育は、人間力の向上を図るため、他校種とともに改善していくべき重要な課題の一つである。今回の改訂において注目したのは、「言葉に対する感覚」という文言である。1989年改訂において初めて使用されたこの文言が、改めてクローズアップされ「ねらい」と「内容の取扱い」に追加されたのである。この意味を、これからの中の幼児教育の在り方を示唆するものとして捉えるべく、まずは、「言葉に対する感覚」とはどう捉えればよいのか、保育実践にどうつなげていくのかを検討することにした。

1. 先行研究

（1）幼児教育における言葉の教育の変遷－幼稚園教育要領等より－

①1948（昭和23）年刊行「保育要領」

戦後の幼児教育の方向性を示す手引きとして、1948年に「保育要領」が刊行された。前年に制定された学校教育法では、幼稚園の目標の一つとして「言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと」が挙げられ、保育内容は、「見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康教育、年中行事」の12項目になり、言葉の教育は主に「お話」「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」で扱われることになった。

②1956（昭和31）年刊行「幼稚園教育要領」

1956年、保育要領を改訂し幼稚園教育要領が制定された。この時から「領域」という保育区分が示され、「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」の6領域に整理し、言葉の教育は領域「言語」で扱われることになった。その後、幼稚園教育要領は、10年程度の間隔をおいて改訂を重ねている（表1）。

③1964（昭和39）年・1989（平成元）年告示「幼稚園教育要領」

1964年の改訂を経て、1989年の改訂では、「幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする」ことが明示され、それまでの6領域から「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域が設定された。言葉の獲得に関する領域に関して、「言語」から「言葉」に変更されたことについて、秋田・野口（2018）は「この名称変更以前は、おとなが使用している言語体系を子どもたちに正しく伝

表1 幼稚園教育要領における言葉に関する領域の変遷

制定改訂	領域名	ね ら い 等
昭和31年	健康、音楽、社会、リズム、言語	(2) 望ましい経験 1. 話をする。 2. 話を聞く 3. 絵本・紙しばい・劇・幻燈・映画などを楽しむ。 4. 数量や形、位置や速度などの概要をあらわす簡単な日常用語を使う。
昭和39年	絵画、自然、製作、言語	「言語」 1. 人のことばや話などを聞いてわかるようになる。 2. 経験したことや自分の思うことなどを話すことができるようになる。 3. 日常生活に必要なことばが正しく使えるようになる。 4. 絵本、紙しばいなどに親しみ、想像力を豊かにする。
平成元年	言語	ねらい（幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度など） (1) 自分の気持ちを言葉で表現し、伝え合う喜びを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話そうとする。 (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、想像力を豊かにする。
平成10年	健康、人間関係、言語	ねらい（幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度など） (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。
平成20年	環境、言葉、表現	ねらい（幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度など） (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。
平成29年	言語	ねらい（幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの） (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

※保育要領、幼稚園教育要領を参考に筆者作成

えて指導していくという視点から内容が構成されていた。これに対して1989（平成元）年の改訂において、「乳幼児は能動的に自分で言葉を獲得し使おうとしているという、子どもが言葉を獲得していく実際の過程に目を向け、その過程を明らかにしていくことが大事にされた」（秋田・野口2018:8）と説明している。

④1998（平成10）年告示「幼稚園教育要領」

1998年の改訂では、「内容の取扱い」に「幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようすること」が加えられた。この背景として、学校教育法において幼稚園が小学校以降の学校教育の始まりとして位置付けられたことや、小学校への連続性が求められるようになったことがあげられる。

⑤2008（平成20）年告示「幼稚園教育要領」

2008年の改訂前に設置された「言語力育成協力者会議」⁷⁾では、言語力の向上の観点から言語力育成の必要性が検討された。「子どもを取り巻く環境が大きく変化するなかで、様々な思いや考えをもつ他

者と対話をしたり、我が国の文化的伝統の中で形成されてきた豊かな言語文化を体験したりするなどの機会が乏しくなったために、言語で伝える内容が貧弱なものとなり、言語に関する感性や知識・技能などが育ちにくくなっている。このため、言葉に対する感性を磨き、言語生活を豊かにすることが大変強く求められている」などの報告がなされた。以上のような経緯により、領域「言葉」の「内容の取扱い」には、「幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること」が加えられた。2017年の改訂内容についての詳細は次項にて後述する。

(2) 言葉に対する感覚・言語感覚について

幼小連携においての一貫した、連続するものとして「言葉に対する感覚」と「言語感覚」を同義語として概観していく。

はじめて、幼稚園教育要領の中に「ことばに対する感覚」が明言化されたのは、1989年「第1章総則 2 幼稚園教育の目標」である（表2）。

表2 言葉の教育に関する方針及び目標

1964（昭和39）年	第1章総則 1 基本方針（4）人の話を聞く正しい態度を養うとともに、人にわかることが使おうとする意欲を育て、ことばの正しい使い方を身に付けるようにすること
1989（平成元）年	第1章総則 2 幼稚園教育の目標（4）日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や <u>言葉に対する感覚</u> を養うようにすること

※幼稚園教育要領を参考に筆者作成。下線は筆者による

この変更点について、村石（1992）は、以下のような説明をしている。

ことばの『正しさ』に指導の力点を置いたのに対し、新しく『ことばに対する感覚』（=言語感覚）を養うことに力点を置くことになった。ここに新しい『ことばからの幼児教育』の方向がある。もちろん、言語感覚には、ことばの使い方の正・不正への判断が入っている。正しさのほかに、ことばの美しさ、使う場面での適切さなども含まれるから、それらも加わっていることがいい。その上、正しさだけ求めさせようとする態度には、言語感覚から出た『学び手』としての主体性よりも、保育者という『教え手』としての正しさ、あるいは社会的な規範からの正しさという方向が強く出すぎてしまうことになる。もともと、幼児の言語感覚は直感的、生得的なものだから、その言語感覚で環境から学びとっていく意欲を『言語能力』と呼ぶ。それ故に、豊かな環境－特に親や教育者のかかわり、援助が重要であり、幼児とことばを共有する親や保育者の言語感覚の豊かさが求められてくる。（村石 1992:3-4）

「言葉に対する感覚」と同時に、「日常生活の中で」という文言も付け加えられており、村石が言及している「豊かな環境」や「親や保育者の言語感覚の豊かさ」は、環境を通して保育を行うためにも重要である。そして、2017年の改訂では、領域「言葉」において、ねらいには「言葉に対する感覚を豊かにすること」を、また内容の取扱いには「生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現など

に触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること」が新たに示されている⁸⁾。幼稚園教育要領解説では、「言葉に対する感覚」について次のように詳しく解説されている（表3）。

表3 幼稚園教育要領解説書 「言葉に対する感覚」についての記述（内容（7）部分）

内容（7）生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く

言葉はただ単に、意味や内容を伝えるだけのものではない。声として発せられた音声の響きやリズムには、音としての楽しさや美しさがある。例えば、「ゴロゴロ ゴロゴロ」というように言葉の音を繰り返すリズムの楽しさや「ウントコショ ドッコイショ」というような言葉の音の響きの楽しさなどもある。また「サラサラ サラサラ」というような言葉の音の響きの美しさもある。言葉を覚えていく幼児期は、このような言葉の音がもつ楽しさや美しさに気付くようになる時期でもある。幼児は、幼稚園生活において絵本や物語などの話や詩などの言葉を聞く中で、楽しい言葉や美しい言葉に出会うこともある。教師や友達が言葉を楽しそうに使用している場面に出会い、自分でも同じような言い方をし、口ずさむことでその楽しさを共有することもある。また、教師の話す言葉に耳を傾けることにより、言葉の響きや内容に美しさを感じ、改めて言葉の世界の魅力にひかれることがある。さらに、同じ意味を表す言葉であっても、その表現の仕方を変化させることが必要な場合もある。例えば、友達を呼ぶときにも名前を呼んだり、愛称を呼んだりするなど、様々な呼び方がある。相手や状況に応じて言葉を使い分けることが、言葉の楽しさや美しさに通じることがある。このように、幼児期においては、幼稚園生活を通して言葉の様々な楽しさや美しさに気付くことが、言葉の感覚を豊かにしていくことにつながるのである。
（幼稚園教育要領解説より抜粋）

小学校学習指導要領では、「言語感覚」は「国語科」で取り扱われている。「言語感覚」についての記述部分を抜粋した（表4）。

表4 小学校学習指導要領における「言語感覚」に関する記述－小学校学習指導要領 解説書より抜粋－

第2章 国語科の目標及び内容

第1節 国語科の目標

(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

教科の目標では、～中略～ (3) は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標を示したものである。言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養うこととしている。～中略～ 言語感覚とは、言語で理解したり、表現したりする際の正誤・適否・美醜などについての感覚のことである。話したり聞いたり書いたり読んだりする具体的な言語活動の中で、相手、目的や意図、場面や状況などに応じて、どのような言葉を選んで表現するのが適切であるかを直感的に判断したり、語や文章を理解する場合に、そこで使われている言葉が醸し出す味わいを感じて捉えたりすることができる。言語に対する知的な認識を求めるだけでなく、言語感覚を養うことは、一人一人の児童の言語活動を充実させ、自分なりのものの見方や考え方を形成することに役立つ。こうした言語感覚の育成には、多様な場面や状況における学習の積み重ねや、継続的な読書などが必要であり、そのためには、国語科の学習を他教科等の学習や学校の教育活動全体と関連させていくカリキュラム・マネジメント上の工夫も大切である。さらに、児童を取り巻く言語環境を整備することも、言語感覚の育成に極めて重要である。（下線は筆者による）

小学校学習指導要領では、「言語感覚とは、言語で理解したり、表現したりする際の正誤・適否・美醜などについての感覚のことである」と説明されているが、このような定義づけがされる以前には、様々な議論がなされていた。「言語感覚」を対象による分類と働きによる分類とに分けて論じた田近（1978）は、以下のように指摘している。

そもそも『言語感覚』とは何かが問題である。語彙に関する確かな知識や、文法に関する正しい技能といったものをさすのだったら、わざわざ『言語感覚』などという比喩的な用語（感覚とはもともと身体の働きに関する語であるから）を使う必要はない。それは文字通り、言語に関する感覚（主体の内的な働き）で、知識や技能と並ぶものである。これと似ていることばに『語感』というのである。それは、語が人に与える情趣的な印象で、一般に表現のニュアンスと言われるもの、すなわち、言語の持つ感情的価値である。しかし、それは、言語が本来的に持っている性格と言い切っ

てしまうことはできない。なぜなら、一つの語の感情的価値は、時代や地域さらには個人によって違うからである。そこでは、音声・文字・語彙・文法を初め、表現のしかたに対する言語主体の内的な働きが問題となる。その言語に対する主体の働きかけの側面に注目したことばが『言語感覚』ではないだろうか。(田近 1978:4) (下線は筆者による)

また田近(1982)は、表現のニュアンスに対する感覚について美醜の感覚だけではなく「語感や文体の感じなどを敏感に感じ取ったり、味わったりする言語的な感受性を、広く視野に入れる必要がある」(田近 1982:255-256)としている。浅田(1992)も、「ここで『言語感覚』という場合の『感覚』について考えておかねばならない。これは勿論心理学で言うところの『感覚』すなわち視覚や触覚のような『五感』といわれるものではない。むしろ『感受性』というものに近く、普通にはそのような意味において用いられていると見られる」(浅田 1992:102)と述べている。「感受性」とは、「外界の印象を受け入れる能力。物を感じとる力。(広辞苑)」である。田近の言う「言語的な感受性」という観点で捉えるならば、言語の正誤、適否、美醜について判断できることだけではなく、個人としてどう受け止めるのか、どう感じるのかといった主体の内的な働きこそ見つめるべきものではないだろうか。小学校学習指導要領でも「言語感覚を養うことは、一人一人の児童の言語活動を充実させ、自分なりのものの見方や考え方を形成することに役立つ(表4下線部分)」と示されていることや言語感覚を養うことが「学びに向かう力、人間性等」に関する目標とされていることにも頷ける。言語だけを対象とした感受性にとどまらず、言語を通じて、外界を自分なりにどう受け止めるのか、いわゆる「自分なりのものの見方や考え方」を熟成していくことが人間性をより豊かにしていくのであろう。そして、幼児教育における言葉の教育の充実と「言葉に対する感覚」を培う保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な課題なのである。

2. 研究目的と方法

本研究では、幼稚園教育要領 2017 年改訂の際、領域「言葉」のねらいや内容の取扱いに追加された「言葉に対する感覚」がどのように捉えられ、それらを培う保育の内容や保育者の在り方についてどのように考えることが求められているのか、保育者養成校において使用されているテキストを分析し検討する。テキスト分析は、小寺・瀧川・玉置(2004)によるテキスト分析の手法を参考にする。本研究では、2017 年の改訂後に刊行された領域「言葉」のテキスト類の中の「言葉に対する感覚」「言葉遊び」に関して記述されている箇所を抽出・分析する。「言葉に対する感覚」は子どもの姿としてどう捉えられているのか、また「言葉に対する感覚」を培う保育について、どのような遊びが推奨され、保育環境や保育者の援助がどうあるべきかについて検討する。

1) 調査対象

対象として使用したテキストは、表 5 のとおりである。保育者養成校において領域「言葉」の指導用に市販されているテキストの内、2017 年要領改訂後に発行されたものの中から選定した(表 5)。

2) 調査内容

対象としたテキスト内の「言葉に対する感覚」「言葉遊び」に関連する記述を抽出し分析する。これにより、領域「言葉」において幼稚園教育要領改訂時に変更されたねらい「(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる」と追加された内容の取扱い「(3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようすること」をどのように捉え、実践することが求められているのかについて検討する。

表5 分析対象とした教科書一覧

発行年月	編集者・監修者	タイトル	発行所
2018年3月	谷田貝公昭・廣澤満之編著	『新版 実践 保育内容シリーズ4 言葉』	一藝社
2018年3月	福沢周亮監修 蔡中征代・玉瀬友美・星野美穂子編著	『新版 保育内容・言葉 ー乳幼児のことばを育むー』	教育出版
2018年3月	秋田喜代美・野口隆子編著	『保育内容 言葉』	光生館
2018年3月	駒井美智子編著	『保育者を目指す人の保育内容「言葉」[第2版]』	みらい
2018年9月	無藤隆監修 宮里暁美編著 代表	『新訂 事例で学ぶ保育内容 〈領域〉言葉』	萌文書林
2019年2月	近藤幹生ほか	『改訂2版 実践につなぐ ことばと保育』	ひとなる書房

3) 分析

テキストの分析方法として、小寺・瀧川・玉置（2004）によるテキスト分析の手法を参考にして関連する記述の抽出を行う。抽出された記述の分析により研究目的を考慮した分類を行い、考察を加えることとする。

3. 結果と考察

対象としたテキストから抽出した記述は表6のとおりである。

分析の結果、「言葉に対する感覚」に関連する子どもの姿、具体的な言葉遊びの説明、保育者の援助に関する記述が多く見られたため、以上の3点についてさらに分析を進めた。

「子どもの姿」については、子どもが言葉の響きやリズム、美しさや楽しさ、不思議さなどに「触れる・気づく」「使う・楽しむ」「分かる」姿に分類して考察する（表7）。具体的な言葉遊びについては、全テキストに紹介された遊びを整理する（表8）。保育者の援助に関する記述については、「環境づくり」と「保育者の姿勢」についてまとめて考察する（表9）。

表6 テキスト分析表	実線（子どもの姿として抽出した部分）	破線（保育者の援助として抽出した部分）
「新たに保育内容・言葉」 ⁴	「保育内容・言葉」秋田喜代美・野口隆子編著 生光館 〔2018〕	『保育者を目指す人の保育内容「言葉」』[第2版] 駒井美智子編著 みらい出版 〔2018〕

(1) 「言葉に対する感覚」とは～子どもの姿から考える～

テキストより抽出した「言葉に対する感覚」及び「言葉遊び」に関連する子どもの姿について表7に示した。言葉の何に触れ、気づくのかについて多く使用されている形容詞は、美しさ、楽しさ、おもしろさ、不思議さ、カッコよさなどが挙げられ、各テキストでは事例を挙げて説明している。また、異なる表現、難しい言葉、新しい言葉、社会にあるいろいろな言葉、日常あまり耳にしない言葉と出会うことでも子どもにとって重要な体験となる。例えば福沢（2018）のテキストでは、「おせち料理、初詣、お年玉などの、日常あまり耳にしないことばに触れ、自分も使ってみようとするようになる」（福沢 2018:123）と新しい言葉と出会い、使ってみようとする姿が紹介されている。他にも同書では、難しい言葉を冒険的に使用する姿を、「固定」という言葉を経験と結び付けて理解している年長児が「“こてい”するんだよ」と友達に説明し、「こてい」の意味について問い合わせられて黙ってしまった事例も紹介されている。その他のテキストも含めて取り上げられている事例は「音」や「響き」に関するものが多く、例えば秋田（2018）のテキストでは、「仲間との会話から、空から降る「雹」と動物の「ヒョウ」がどちらも「ひょう」という音であることに気づき、さらに「ひょー」という擬態語が自然と重なり、音の響きで遊んでいる。これは、同じ音や似た音の言葉を使って遊ぶ、しゃれである」（秋田 2018:116）と、「様々な遊びで使われる言葉について考えたが、言葉自体のリズムや響きのおもしろさで遊ぶことが多い」と述べている。無藤ら（2018）のテキストでは、「周囲のおとな、なかよしや憧れのなかま、年上のきょうだいが使うことばのほか、テレビの言葉にも興味をもち、まねして同じことばを使ってみようとする姿が見られる」「望ましいことばばかりを習得するわけではないが、子どもなりにことばの楽し

表7 テキストより抽出した子どもの姿

子どもの姿（触れる・気づく）	子どもの姿（使う・味わう）	子どもの姿（分かる）
言葉の美しさに気づく	言葉の響きを楽しむ	頭音を意識する
言葉の楽しさに気づく	言葉のリズムを楽しむ	韻を踏む
言葉の不思議に気づく	言葉のおもしろさを味わう	音に区切ることが分かる
言葉がもつ「美しい」という感覚を感じ取る	言葉の不思議さを味わう	音韻と文字の対応関係に気づく
言葉がもつ「かっこいい」という感覚を感じ取る	言葉をまねる	音節的把握からモーラ的把握をするようになる
日常の遊びや生活の中に、言葉遊びの楽しさを見つけ出していく	言葉を使う楽しさに気づく	言葉の音韻を分解・抽出する
異なる表現に触れる	言葉を変えて楽しむ	言葉の感覚やおもむきは、一度や二度聞いただけでは身につかない
難しい言葉に敏感になる	擬音語を喜んで使用する	
おもしろい歌詞に出会う	擬態語を喜んで使用する	
新しい言葉を増やす	おもしろい言葉を繰り返して楽しむ	
社会にいろいろな言葉があることに気づく	美しい響きのフレーズを繰り返して楽しむ	
言葉への興味が高まる	言葉のもつ微妙なニュアンスや心地よさを味わう	
言葉をそれ自体として意識する意味やニュアンスを感じ取る	リズミカルな歯切れのよい表現をしようとする	
日常あまり耳にしない言葉に触れる	同音異義語から物事を連想する	
	大人が使うような言い回しをする	
	大人びた言葉を使う	
	難しい言葉を冒険的に使用する	
	言葉の意味が分からなくても、自分の口から言い出せる楽しさ	
	わざとふざけておかしな言葉を使う	
	言い方に因って手持ちの言葉を工夫して使おうとする	
	リズムの楽しさを体とともに味わう	
	場面や役割に合わせた言葉のやりとりをする	
	自分から様々な場面で使っていく	
	仲間とともに楽しむ	
	声をそろえて言う心地よさを味わう	
	望ましい言葉ばかりを習得するわけではない	

※テキスト内の文章について、内容を保持しながら文章の整理を行った。

さやおもしろさを感じとり、なかまと共に楽しもうとしている思いは、しっかりと受け止めたい」（無藤ら 2018:95）と述べている。

言葉の持つ様々な要素に気づき、言葉で遊ぶことで「言葉に対する感覚」が豊かに養われていく。同時に、言葉そのものについての理解も深まっていき表7にあげたような「分かる」という姿が見られるようになってくる。特に年長クラス後半頃には文字への興味も高まるため、音声と文字が関連して理解が深まっていき、文字を使った言葉遊びも増えてくる。

（2）どのような活動が推奨されているのか

テキストより抽出した言葉遊びを表8に示した。言葉の遊びは、保育者や大人が意図的に保育活動に取り入れることで、言葉への关心や言葉に対する感覚を豊かなものとする機会になる。保育者養成校向けの指導書として様々な言葉遊びが紹介されていることからもそのような保育への期待があるということであろう。一方、近藤ら（2019）のテキストでは、「ことばがおもしろさの中心にある遊びは、その要素だけを取り上げて指導してしまいがちですが、日常生活をより豊かにするための要素として、ことばをとらえなければなりません。できる限り生活と遊離しない中で、ことばのおもしろさを楽しんでいけるようにすることが重要でしょう」（近藤ら 2019:73）と指摘し、幼児教育が生活や遊びを通して総合的に指導されることを示唆している。かつての保育要領「お話」の項目の中でも次のように示されていた。「この時期の子供の語数の進歩は著しい。しかし、単に単語の数の増加が目標ではなく、かれらの意志や思想を発表する必要を感じているときに、適切にして正確なことばの使用を知らせてやればよい。したがって、新しい対象とか新しい経験と結びついて具体的に新しい単語が習得されてゆく。このためには、新しい絵本、新しい本、新しい遊び道具はよいしげきを与える。遠足に出かけたり、やお屋を見学したり、郵便局を訪れたりして、新しいことば、新しい表現を習得してゆく。そして、その後で話し合いの会を開いたり、ごっこあそびをしたり、やさしい劇に組んだりすることはいっそう効果的であろう」、このように新しい言葉や表現に出会うために本や遊びを刺激として取り入れることとともに、日常の生活や遊びの中で言葉に触れ、自分のものにしていくことが大切である。ここでは、具体的な名称をもった言葉遊びのみ例挙したが、各テキストでは園生活や遊びの中で自然に生まれる言葉のやりとりや、言葉での遊びを事例として数多く紹介し、学生の理解が深まるように具体的な言葉のやり取りとともに丁寧な解説が付け加えられている。

表8 テキストより抽出した活動の具体例

しりとり	なぞなぞ	逆さま言葉（回文）	オノマトペ	早口言葉	積み上げ歌	きりなし歌
数え歌	唱え歌	駄洒落	謎掛け	なぎなた読み	わらべ歌	語呂合わせ
クイズ	言葉探し	変身する言葉	カルタ遊び	伝言ゲーム	ごっこ遊び	連想ゲーム
じゃんけんゲーム		人数集めゲーム				

（3）保育者の援助について

テキストより抽出した保育者による援助を表9に示した。

表9 テキストから抽出した保育者による環境構成と援助

環境づくり	保育者の姿勢
園生活を通して様々な人と出会う機会をつくる 状況に応じた言葉の使い方と出会う機会をつくる 言葉の楽しさやおもしろさを知る機会をつくる 文字に対する機会をつくる 言葉遊びに親しむ環境を整える 言葉遊びを意図的に保育活動に取り入れる 絵本の話や物語を友達と一緒に楽しむ機会をつくる 言葉遊びや絵本などを通して言葉そのものへの関心を促し、言葉の楽しさやおもしろさや微妙を感じられる機会をつくる 絵本などを通して新しいことばや表現にふれ、これらを使う楽しみを味わえるようにする 子どもが言葉に親しむ環境を工夫し、言語活動を充実させる 絵本や詩、歌など、子どもが興味や関心をもって言葉に親しむことのできる環境を整える	どのような言葉を大切にしたいか、言葉のリズムや響きという観点からも考える 保育者自身も子どもと一緒に言葉遊びを楽しみながら、言葉の美しさやおもしろさ、不思議さを伝えていく 言葉としての歌詞を大切にして保育内容としての歌を考える 子どもの言葉を、未熟なもの、もっと効率の良い言葉や正しいことばがあることを伝える必要のある対象としてだけ捉えない 言葉にはこんなおもしろい面があると考え、子どもの言葉との付き合い方が広げる 楽しみながら、言葉の力を子どもたちに伝える ことばがおもしろさの中心にある遊びは、その要素だけを取り上げて指導してしまいがちだが、日常生活をより豊かにするための要素として、言葉を捉える。できる限り生活と遊離しない中で、ことばのおもしろさを楽しめるようにする なかまと共に楽しもうとしている思いをしっかりと受け止める 言葉そのものに対する興味を促して、ことばの感覚を豊かにしていく 子どもが意味をよく知らないままに言葉を使用していることをとがめず、難しい言葉を冒険的に使用していることや、言葉への興味の高まりを認め、そのことばの真の意味を推測しやすいように手がかりを与える 保育者自身が言葉の楽しさや美しさに気づく感性を養う 保育者を目指す者は、自分の発する言語の美しさ、正しさを意識することが大切である 保育者の読み聞かせに対する意識の向上を図ることが必要 ことばの繰り返しやリズム、逆さまことばやしりとりなど、ことばのおもしろさを楽しめるものを選ぶ 日本語のもつ豊かさやおもしろさに触れる経験ができるだけ多く与える

※テキスト内の文章について、内容を保持しながら文章の整理を行った。

環境づくりとして言葉の遊びを意図的に保育活動に取り入れることが重要であるとの記述が多く、言葉遊びの他に絵本や物語などの児童文化財についても触れられている。保育者の姿勢としては、子どもの気づきや活動を受け止める姿勢の在り方と、保育者自身の「言葉に対する感覚」についての記述が多くかった。

谷田貝ら（2018）のテキストでは「子どもの言葉を、未熟なもの、もっと効率の良い言葉や正しいことばがあることを伝える必要のある対象として捉えるばかりでなく、言葉にはこんなおもしろい面がある、と考えるだけで、子どもの言葉との付き合い方が広がるであろう。ぜひ、楽しみながら、言葉の力を子どもたちに伝えていってほしい」（谷田貝ら 2018:136）と学生にメッセージを送っている。また、『倉橋惣三「保育法」講義録：保育の原点を探る』の分析により倉橋の談話論について論じた南陽（2018）は「倉橋が保育者に求めていたのは、親しみを生み出せる人間性と、親しみを交わすことを子どもと共に味わい、子どもの心うちに共鳴することのできる感受性であったといえるだろう」（南陽 2018:68）と述べている。他のテキストにおいても保育者自身が「言葉に対する感覚」を豊かにすることが何よりも大切であると述べている。

以上のように、テキストでは言葉に対する感覚を豊かにするための様々な遊びや、保育者の姿勢について具体的な事例を用いて丁寧に示されていた。子どもたちがこのような様々な言葉や表現に触れ、これらを使う楽しさを味わうことができる生活や遊びを充実させるために、保育者自身が言葉の教育に対する見識を深め、「言葉」を意識して保育することが望まれる。そのためには、保育者自身が「言葉」に対する感覚を豊かにし、子どもが様々な「言葉」と出会い、様々に関わっている姿に気づいていくこ

とが大切である。

おわりに

先行研究を概観することにより、言葉の教育がその時代の社会背景と課題を背負いつつ次世代の教育を担うために研究と実践を重ねてきた歴史を読み取ることができた。言葉の教育は人間力の向上を図るために他校種とともに改善されていくべき重要な課題の一つであることから、幼稚園教育要領において「言葉に対する感覚」が改めてクローズアップされた意味をこれからの幼児期の教育の在り方を示唆するものとして捉える必要があるのではないだろうか。小学校教育の中で言語感覚を養うことが「学びに向かう力、人間性等」に関する目標とされていることを鑑みれば、幼児期の教育においても言葉に対する感覚を培う保育は、言語の正誤、適否、美醜について気づいたり、それらを用いて遊んだりするだけではなく、個人としてどう受け止めるのか、どう感じるのかといった、「自分なりのものの見方や考え方」を熟成していくことにつながることも意識しておく必要があるのではないだろうか。

本稿では、養成段階での教授内容を分析してきた。保育の現場で実際に行われている言葉の遊びや保育者が生活や遊びの中でどのような意識をもって言葉に対する感覚を育てようとしているかについては今後の検討課題である。また、紙幅の関係上検討することができなかった、「言葉に対する感覚」を豊かにしていくために重要な役割を担う、絵本や紙芝居、物語などの児童文化財についても検討していくたい。

<注>

- 1) 政府では、待機児童を解消するため、平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を発表し、当該プランを達成するための 6 つの支援パッケージによる取組を進めている。このパッケージの 1 つに「保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」」が位置づけられており、その中では、「保育士の業務負担軽減のための支援（ICT 化等）」として、「ICT 化に向けたシステムの標準仕様や自治体手続きの標準化を含む改善策検討 のための調査研究を行う」ことが盛り込まれている。
- 2) 山崎俊彦・大渕友暉（東京大学大学院情報理工学系研究科） 烏海哲史・林幹久（株式会社フューチャースタジード） 野澤祥子・高橋翠・遠藤利彦・秋田喜代美（東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実戦政策学センター）による共同研究に基づく発表である。
- 3) 経済産業省では、2019（令和元）年 6 月『「未来の教室」ビジョン 経済産業省「未来の教室」と EdTech 研究会 第 2 次提言 EdTech の力で、一人ひとりに最適な学びを STEAM の学びで、一人ひとりが未来を創る当事者（チェンジ・メイカー）に』を発表し、改革に向けた 3 つの柱として、「学びの STEAM 化」「学びの自立化・個別最適化」「新しい学習基盤づくり」を提言している。
- 4) Society 5.0 の実現に向け、広く国民にはどのような能力が必要か、また、社会を創造し先導するためにどのような人材が必要かについて、幅広い分野の有識者で議論された。
- 5) 幼児教育の実践の更なる質の確保・向上に関する方策等について検討することを目的に設置された。平成 30 年 6 月から令和 2 年 10 月までの 10 回にわたって議論が重ねられている。

- 6) 本稿では「言葉」と表すことを基本とするが、引用文献等において「ことば」と表しているものについては原文のまま「ことば」と表している。そのため文中では「言葉」と「ことば」が混在している。
- 7) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において取りまとめられた「審議経過報告」(平成18年2月13日)や「第3期教育課程部会の審議の状況について」(平成19年1月26日)において、人間力の向上を図る教育内容の改善の基本的な考え方として、言葉や体験などの学習や生活の基盤づくりの重視が提言され、教育課程部会においては、「審議経過報告」等を踏まえつつ、学習指導要領全体の見直しに必要な資料を得るために、「言語力育成協力者会議」が設置された。
- 8) 幼稚園教育要領(2017年改訂)において領域「言葉」に新たに示されたねらいは「(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる」である。内容の取り扱いにおいては、「(4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること」が新たに示された。

<引用・参考研究>

- 秋田喜代美・野口隆子編著(2018)『保育内容 言葉』光生館
- 荒井冽(2020)『1948年・文部省『保育要領－幼児教育の手引き』を読む』新読書社
- 浅田孝紀(1992)『「言語感覚」の概念に関する一考察』人文科教育研究(19)、101-110頁
- 浅見均(2019)『子どもの育ちを支える 子どもと言葉 改定版』大学図書出版
- 福沢周亮監修・藪中征代・玉瀬友美・星野美穂子編著 2018『新版 保育内容・言葉－乳幼児のことばを育む－』
- 橋村晴美(2018)「領域『言葉』における言葉の感覚が養われる教育方法についての一考察－学生の絵本の選書から見えてきたもの－」中部学院大学・中部学院大学短期大学部 教育実践研究第3巻第2号、19-28頁
- 神長美津子・津金美智子・田代幸代(2018)『乳幼児教育・保育シリーズ 保育内容総論』光生館
- 小寺玲音・瀧川光治・玉置哲淳(2004)「保育実践における絵本の持つ意味に関する考察－幼稚園教育要領・保育所保育指針および保育内容「言葉」のテキスト類の比較からみた保育者の役割－」エデュケア2004第25号、31-45頁
- 駒井美智子編者(2018)『保育者を目指す人の保育内容「言葉」[第2版]』みらい
- 近藤幹生ほか(2019)『改訂2版 実践につなぐ ことばと保育』ひとなる書房
- 是澤優子(1999)「『幼稚園教育における〈お話〉の位置づけに関する研究』(その1)：明治期の「談話」にみる日本昔話を中心に」 東京家政大学研究紀要1人文社会科学(39)、79-88頁
- 小山みづえ(2008)「対象・昭和初期の幼稚園における「お話」の成立過程－大阪市立幼稚園における実践・研究を中心に－」保育学研究 第46巻第2号、121-130頁
- 小山みづえ(2012)『近代日本幼稚園教育実践史の研究』学術出版会
- 小山祥子(2011)「幼児教育史における『おはなし』の受容と変容」駒沢女史短期大学 研究紀要 第44号、1-11頁
- ミネルヴァ書房編集部(2008)『保育所保育指針 幼稚園教育要領 [解説とポイント]』ミネルヴァ書房
- 文部科学省(2008)『幼稚園教育要領解説』フレーベル館
- 文部科学省(2018)『幼稚園教育要領解説』フレーベル館
- 文部省(1956)『幼稚園教育要領』フレーベル館

- 文部省 (1964) 『幼稚園教育要領』 フレーベル館
- 文部省 (1989) 『幼稚園教育要領』 フレーベル館
- 文部省 (1999) 『幼稚園教育要領解説』 フレーベル館
- 森上史郎 (1984) 『児童中心主義の保育』 教育出版
- 村石昭三 (1992) 『ことばからの幼児教育』 フレーベル館
- 無藤隆監修 宮里暁美編者代表 (2018) 『新訂 事例で学ぶ保育内容 〈領域〉言葉』 萌文書林
- 中田基昭 (2013) 『子どもから学ぶ教育学—乳幼児の豊かな感受性をめぐって』 東京大学出版会
- 中田基昭 (2017) 『子どもの心を探る 豊かな感受性とは オンデマンド版』 創元社
- 南陽慶子 (2018) 「倉橋惣三の保育思想における『談話』論 —『保育法』講義録を中心に—」 こども教育宝仙大学
紀要 9 (2)、59-68 頁
- 小田豊・神長美津子 (2008) 『平成 20 年改訂 幼稚園教育要領の解説』 ぎょうせい
- 汐見稔幸・無藤隆 (2018) 『〈平成 30 年施行〉保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園教育・
保育要領解説とポイント』 ミネルヴァ書房
- 田近淳一 (1978) シンポジウム (第 55 回 山梨学会) 「国語教育における言語感覚の育成」
- 田近淳一 (1982) 『現代国語教育への視覚』 教育出版、255-256 頁
- 谷田貝公昭・廣澤満之編著 (2018) 『〈新版〉実践 保育内容シリーズ 4 言葉』 一藝社